

## 一般社団法人送電線建設技術研究会東北支部委員会に関する規程

制定	平成	6年	7月	18日
改定	平成	13年	4月	20日
改定	平成	15年	4月	23日
改定	平成	23年	5月	31日
改定	令和	2年	6月	2日

### (総 則)

第1条 支部規約第27条第3項により一般社団法人送電線建設技術研究会東北支部委員会（以下「委員会」という）に関する規程を次のとおり定める。

### (種 類)

第2条 委員会は次のとおりとする。

- (1) 業務運営委員会  
支部総会、支部役員会等の企画運営に関する事項。
- (2) 支部選考委員会  
本部・支部表彰者の選考及び資格認定（理事長・支部長認定）等に関する事項。  
叙勲受賞候補者の推薦に関する事項。

### (構 成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、委員長、副委員長を各々1名と委員及び幹事、若干名をもって構成する。
- (2) 委員長は、支部役員会の議を経て支部長がこれを委嘱する。
- (3) 副委員長及び委員・幹事は、委員長が選任する。  
委員として、東北電力ネットワーク株式会社から若干名と同一会員会社から2委員会以上に参加することができる
- (4) 委員会は、委員長が招集する。委員長不在の時は、副委員長が代行する。
- (5) 委員会は、必要に応じて専門委員会・作業会（WG）を置くことができる。  
これらの設置・構成（主査、幹事、委員）・解散は、委員会で決定する。

### (要 領)

第4条 上記委員会の運営要領については、役員会の決議により支部長が別途定める。

### (事務局)

第5条 委員会に関する庶務は事務局が行う。

### (附 則)

第6条 本改定規程は、令和2年6月2日から施行する。

## 一般社団法人送電線建設技術研究会東北支部部会に関する規程

制定	平成13年	4月20日
改定	平成15年	4月23日
改定	平成23年	5月31日
改定	令和2年	6月2日

### (総 則)

第1条 支部規約第27条第3項により一般社団法人送電線建設技術研究会東北支部部会（以下「部会」という）に関する規程を次のとおり定める。

### (種 類)

第2条 部会は次のとおりとする。

- (1) 技術部会、教育部会、安全部会
- (2) 地区活動部会

地区活動部会の運営要領は、役員会の決議により支部長が別途定める。

### (構 成)

第3条 部会（地区活動部会を除く）の構成は、次のとおりとする。

- (1) 部会は、委員長、副委員長を各々1名と委員及び幹事、若干名をもって構成する。
- (2) 委員長は、支部役員会の議を経て支部長がこれを委嘱する。
- (3) 副委員長及び委員・幹事は、委員長が選任する。  
委員として、東北電力ネットワーク株式会社から若干名と同一会員会社から2部会以上に参加することができる
- (4) 部会は、委員長が招集する。委員長不在の時は、副委員長が代行する。
- (5) 部会は、必要に応じて専門委員会・作業会（WG）を置くことができる。  
これらの設置・構成（主査、幹事、委員）・解散は、部会で決定する。

### (事 業)

第4条 部会（地区活動部会を除く）の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 技術部会の活動  
労務対策、技術開発、工事省力化等の調査研究事業
- (2) 教育部会の活動  
工事従事者の資格取得、技術者の能力養成・指導・研修等の教育資格事業
- (3) 安全部会の活動  
安全作業の指導、安全管理従事者の養成、安全手法・工法の普及、事故検討会等の災害防止事業

### (附 則)

第5条 本改定規程は、令和2年6月2日から施行する。